

改正 2022年3月26日
2025年12月20日

2025年2月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人同志社寄附行為第60条第1項の規定に基づき、学校法人同志社（以下「この法人」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬（次条第2項、第3項及び第4項に定める手当等を含む。）、賞与、退任慰労金、退任時記念品その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この役員の報酬等には、同志社給与規程に基づきこの法人の教職員に対して支給されるものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対する報酬及び賞与の金額は、別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 この法人の教職員以外の役員である総長、理事長、常務理事及び常勤監事が、通勤のための交通機関の利用を常例とし、その運賃を負担する場合は、別表1に定める役員に対する報酬等に加えて、通勤手当を支給する。
- 3 前項の役員が日本私立学校振興・共済事業団の加入者である場合、日本私立学校振興・共済事業団掛金の一部を支給する。
- 4 非常勤の監事には、別表1に定める役員に対する報酬に加えて、学校法人同志社寄附行為第30条（同条第1項第3号を除く。）に係る業務に対して、別表2に定める勤務手当を支給する。

第4条 総長、理事長、常務理事及び常勤監事には、退任時に退任慰労金を支給する。

- 2 退任慰労金の支給額は、在任1年につき退任時の月額報酬額とする。ただし、在任年数が3年以上の場合は、在任1年につき退任時の月額報酬額の倍額を支給額とする。
- 3 在任年数の計算は、役員就任日から退任日までとし、1年未満の端数がある場合は、月単位で計算する。ただし、在任中にこの法人の専任教職員であった期間については、2分の1して在任年数を計算する。
- 4 第1項の役員を除く役員には、退任慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等は、全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に定めるものは控除する。

- 2 前項の報酬等は、原則として本人の銀行口座に振り込む方法で支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員に対する報酬は、原則として毎月25日にその月分を支給する。ただし、第3条第2項及び第4項に定める手当は、毎月25日に前月分を支給する。
 - (2) 役員に対する賞与は、夏期は6月、冬期は12月に支給する。
 - (3) 退任慰労金は、退任後速やかに支給する。
- 2 前項の役員に対する報酬等の支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その直前の平日に繰り上げる。

(費用)

第7条 役員には、旅費規程に準じて、旅費を支給する。

2 役員が職務執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

第8条 月の途中における就任、退任又は解任の場合の役員に対する報酬等の額は、その月の総日数を基礎として、日割りによって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、死亡による退任の場合は、その月分を全額支給する。

(端数の処理)

第9条 報酬等の計算に関し円未満の端数を生じたときは、これを切り上げ円位に止める。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、法人部法人事務部法人事務室が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2022年7月1日から施行する。

2 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、2022年5月分の通勤手当及び勤務手当は、2022年6月分とあわせて2022年7月分報酬で支給する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年1月1日から施行する。

別表1

適用者		報酬（月額）	賞与	年額（報酬+賞与）
総長	この法人の教職員	300,000円		3,600,000円
	上記以外の者	1,100,000円	夏期 2,750,000円 冬期 4,050,000円	20,000,000円
理事長	この法人の教職員	300,000円		3,600,000円
	上記以外の者	1,100,000円	夏期 2,750,000円 冬期 4,050,000円	20,000,000円
総長 (理事長兼務)	この法人の教職員	450,000円		5,400,000円
	上記以外の者	1,300,000円	夏期 3,250,000円 冬期 4,750,000円	23,600,000円
常務理事	この法人の教職員	150,000円		1,800,000円
	上記以外の者	500,000円		6,000,000円
常勤監事		500,000円		6,000,000円
上記以外の役員		30,000円		360,000円

※この法人の教職員以外の役員である総長、理事長、常務理事及び常勤の監事については、別表1に加えて、第3条第2項及び第3項に定める手当等を別途支給する。

別表 2

半日（4時間以内）	日額 15,000円
終日（4時間を超える場合）	日額 30,000円